

◆◇ 補助対象経費について ◇◆

① 諸謝金

当該活動に係る講演会・スポーツ教室の講師・実技指導者、大会の審判員または救護に係る医師等に対する諸謝金を対象とします。

② 旅費

当該活動に係る講師等招へい旅費および調査・研修旅費のうち、交通運賃、宿泊料等を対象とします。

③ 使用料及び賃借料

当該活動に係る会場借上料、コピー代、機材借上料およびバス借上料を対象とします。ただし、個人所有物を借用した際の謝礼およびリース料は、対象外とします。

④ 印刷製本費

当該活動に係る次の経費を対象とします。

- (1) クラブ広報および大会等のポスター・パンフレット・チラシ・プログラムの印刷代
- (2) 会議、総会等の資料印刷代
- (3) クラブ会員証印刷代および封筒作成費
- (4) 看板、横断幕等作成費

⑤ 消耗品費

当該活動に係る消耗品で単価1万円未満(税込)のものを対象とします。

⑥ 備品購入費

当該活動を実施する際に必要なスポーツ用具を対象とします。

ただし、1万円未満(税込)のスポーツ用具は、消耗品費として計上します。

⑦ 通信運搬費

当該活動に係る郵券代(切手およびハガキ代)および宅配便代を対象とします。

⑧ 保険料

指導者、運営委員、クラブマネージャー等事業運営に関わる者の傷害保険およびクラブで加入した主催者賠償責任保険を対象とし、参加者の傷害保険料に関しては、受益者負担により、対象外とします。

⑨ その他必要と認められる経費

上記の対象経費以外で当該活動の実施に必要なもので、函館市教育委員会が適当と認められたものを対象とします。